

入会規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人瀬戸内ドローン協会（略称「SDA、以下「当会」という。）の会員制度について定めるものとする。

第2条（会員および入会資格）

当会の目的に賛同し、次の各号の一に該当すること。

- (1) 正会員（コーポレート会員）／無人航空機利用事業設置事業者（いわゆる事業実施事業者、運営事業者（いわゆる運営受託事業者）及び無人航空機の設計開設を行う事業者
- (2) 準会員（ホビー会員）／無人航空機運用経験が1年以上あり、国土交通省の全国飛行許可承認（機種、飛行目的は問わず）取得者で当会の目的に賛同して入会した個人又は法人

第3条（入会）

当会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を当会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第4条（入会申込みの不承認）

当会の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間(1ヶ月)を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当会から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当会が会員と認めることを不相当と判断した場合。

第5条（入会金及び年会費）

1. 当会の会員における入会金及び年会費は以下とする。

- (1) 正会員（コーポレート会員）／入会金 10,000 円（税込） 年会費 20,000 円（税込）
- (2) 準会員（ホビー会員）／入会金 3,000 円（税込） 年会費 5,000 円（税込）

2. 会費は年会費制とし、原則入会システムから一括で振り込むものとする。但し、当会発行の請求書によることも可能とする。

3. 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第6条（入会期間）

入会期間は原則として入会登録完了日から1年間とし、期間終了後は退会手続きを行わな

い限り自動的に次年度へ更新とされるものとする。

第7条（会員資格の喪失）

当会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 半年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

第8条（変更の届出）

1. 会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、会員管理システム登録事項に変更が生じた場合には、速やかに変更手続きを会員本人が行うものとする。
2. 会員が、本条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当会はその責任を一切負わないものとする。

第9条（退会）

1. 会員は、その退会の日から1ヶ月前までに別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。再度入会する場合は入会金を支払うものとする。
2. 会員が入会期間中に退会する場合、いかなる理由があっても既に納めた入会金及び年会費の払い戻しには応じないものとする。
3. 半年以上会費を滞納した場合、会員資格の喪失事由に該当し、自動退会の対象者とする。再度入会する場合は入会金を支払うものとする。

第10条（会員資格の取り消し）

当会は、会員が次の各号の一に該当すると認められた場合には、理事会の決議によって会員資格を取り消すことができる。

- (1) 入会時に虚偽の申告をしたとき
- (2) 過去に規約違反等により会員資格の取消しが行われたことが判明したとき
- (3) 他者または当会の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害及び信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと当会が認めたとき
- (4) 本規約また定款のいずれかに違反したとき
- (5) その他、会員とすることが不相当と判断したとき

第11条（禁止事項）

会員に提供される会員情報その他を当会の許可なく、第三者（他人または他の団体）に譲渡

または配布・閲覧することを禁止とする。

第 12 条（著作物の使用）

当会製作の動画、講座カリキュラム、講座テキスト、その他当会が掲載する Web 上の著作物を無コピー、転載、販売、配布、Web 表示または記載する等の行為を禁止とする。

1 違反行為をした場合、当会より注意・警告を行い、改善されない場合は、当会会員の抹消ならびに、しかるべき法的措置をとるものとする。退会後もこの義務は継続する。

第 13 条（規約の変更）

1. 本規約の変更については理事会でこれを決議する。

2. 本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。

第 14 条（免責および損害賠償）

1. 会員は、当会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当会は一切責任を負わないものとする。

2. 万が一、当会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当会は間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

3. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第 15 条（個人情報の保護）

当会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第 16 条（反社会的勢力への対応）

1. 当会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 自らまたは第三者を利用して、当会または当会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

2. 当会は会員が自らまたは第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行なった場合には、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信頼を毀損し、または当会の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4. 当会は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当会に損害が生じた時は、会員はその損害を賠償するものとする。

付則

本規約は 2025 年 9 月 1 日より施行する。